

契 約 書

(介護保険・医療保険)

利用者： _____ 様

合同会社 Honu
訪問看護ステーション Honu

様

(以下「利用者」といいます)と の営む

訪問看護ステーション Honu (以下「事業者」といいます)は事業者が利用者に対して行う訪問看護について次のとおり契約を結びます。

第1条(契約の目的)

事業者は利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する、所定の利用料及びその費用(以下、「利用料等」といいます)を支払います。

① 事業者が利用者に提供する訪問看護計画及びサービスの内容

<看護目標> 在宅生活を安全・安楽に過ごせ、異常の早期発見・対応できる

訪問曜日・時間帯	サービス区分・種類	サービス内容
(時間帯) ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 *事業所・利用者の都合により時間が変更される場合があります。	☐ 介護保険 ☐ 医療保険 ☐ 自費	☐ 全身状態の観察とバイタル測定 ☐ 療養生活の指導・助言 ☐ 診療の補助(医師との連携) ☐ 療養生活上の必要な看護援助 清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄・口腔ケア・食事介助 水分補給(栄養摂取の管理とケア) 排泄管理とケア(浣腸・排便) ☐ 服薬の指導・見守り・管理(配薬) ☐ 医療機器の管理 在宅酸素・人工呼吸器・吸引器・ネブライザー ☐ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 留置カテーテルの管理 ストマ・バルーンカテーテル・在宅中心静脈栄養・胃瘻・腸瘻 ☐ 褥瘡の処置 ☐ 創傷の処置() ☐ ターミナルケア ☐ 家族へのアドバイス () ☐ 社会資源の活用相談() ☐ 精神疾患看護 ☐ 認知症看護 アドバイス(対応方法・生活リズムの調整等) ☐ リハビリテーション(機能訓練) ☐ その他()

私は、上記の訪問看護計画に同意します

氏 名

印

(続柄:

)

第2条(契約期間)

1. この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところに従って、当事業者が提供する訪問看護サービスを利用できるものとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の2週間前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(訪問看護計画の作成・変更)

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身の状態・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画書を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護の内容を、利用者及びその家族に対して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的に従って、訪問看護計画書を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者及びその家族などが、訪問看護の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。

第4条(主治医との関係)

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条(訪問看護サービスの内容)

1. 利用者が提供を受けることのできる訪問看護サービスの内容については【第1条①】に記載されているとおりです。
2. 事業者は、【第1条①】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明を行います。
3. 事業者は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して【第1条①】に定めた訪問看護のサービスを提供します。
4. 利用者及びその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者及びその家族の同意をもって、新たなサービス内容記載した【第1条①】を作成し、それをもって訪問看護サービス内容とします。

第6条(サービス提供の記録)

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
2. 利用者及びその家族は、事業者に対して、保存されるサービス提供記録の閲覧・交付を営業時間内に請求することができます。

第7条(料金)

1. 利用者は、訪問看護の対価として、【重要事項説明書】に定める料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月15日までに利用者に送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の、居宅において、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話などの費用は利用者の負担とします。

第8条(料金の変更)

1. 事業者は、利用者に対して、1か月前までに文書で通知することにより、利用料の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が、利用料の変更を承諾する場合は、新たな利用料に基づく【第1条①】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、利用料の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第9条(契約の終了)

1. 利用者は、事業所に対して、7日間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でも、この契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書に通知することで、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書に通知することで、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料の支払いが2か月以上遅延し、利用料を支払うように催告したにもかかわらず、催告書発行日から1か月以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条(訪問看護師の交代)

1. 事業者は、利用者のために担当訪問看護師を定め、訪問看護サービスを提供します。
2. 利用者は、事業者に対し、担当の訪問看護師の変更を申し出ることができます。
3. 前項の申出があった場合、規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者及びその家族の希望に添うように担当の訪問看護員を変更します。

第11条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の正午までに通知をすることで、利用料を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前営業日の正午までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、利用料の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の利用料は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第12条（秘密の保持・個人情報の保持）

1. 事業者及び事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。
3. 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第13条（緊急時・事故等の対応）

1. 訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医・家族に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

第14条（賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

1. 訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第16条（協議義務）

1. 利用者は、事業者が訪問看護のサービス提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第17条（連携）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、主治医及びその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密接な連携に努めます。

第18条（相談・苦情対応）

1. 事業者は、利用者及びその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第19条(本契約に定めない事項)

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第20条(合意裁判管轄)

1. この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

【事業者】

合同会社 Honu

〒577-0803 東大阪市下小阪五丁目4-10 805号

代表社員

長 明子

Ⓔ

【事業所】

訪問看護ステーション Honu

〒577-0802 東大阪市小阪本町一丁目12-10 ファースト小阪102号

<指定事業者番号> 2765092008

<訪問看護ステーションコード> 50-92008

【利用者】

住 所

氏 名

Ⓔ

【代理人】

住 所

氏 名

Ⓔ

上記署名は

が代筆しました。

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び病院、診療所、薬局、介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- (3) 審査・支払機関へのレセプト提出
- (4) 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- (5) 学会、研修会での事例研究発表（個人を特定できないものに限る）

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期間

年 月 日～契約終了までの期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

訪問看護ステーション Honu 御中

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印（続柄： ）

上記署名は、

が代筆しました

<代理人>

住 所

氏 名

印（続柄： ）

<利用者家族>

住 所

氏 名

印（続柄： ）

緊急時訪問看護加算同意書

訪問看護ステーション Honu 御中

◎介護保険利用の場合

☐ 【緊急時訪問看護加算】 574単位 / 月
(自己負担額 1割:617円 2割:1,234円)

弊社が提供する訪問看護サービスにおいて24時間連絡対応が取れる体制をとっております。
また、計画外の緊急時訪問を必要時に応じて行う場合に、その月の第1回目の訪問看護を行った日に加算します。尚、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を行った場合には、月単位の緊急時訪問看護加算とは別に、所要時間に応じた単位数を算定します。この場合、早朝、夜間や深夜の加算は算定しません。但し、特別管理加算を算定する利用者の方については、1か月以内の2回目以降の緊急時については加算（早朝、夜間、深夜の加算）を算定します。

上記加算について算定に同意します

◎医療保険利用の場合

☐ 【24時間対応体制加算】 6,400円 / 月
(自己負担額 1割:640円 3割:1,920円)

弊社の提供する訪問看護サービスにおける電話等により常時対応でき、必要に応じ緊急訪問できる、24時間体制をとっております。利用者の同意を得た場合に月1回に限り算定します。

私は、以上の説明を受け内容を理解しましたのでここに同意します。

____年 ____月 ____日

利用者氏名

⑤

上記署名は

が代筆しました。